

～住宅販売に関わる事業者の皆様へ～

浜松市上下水道部
お客さまサービス課

浄化槽が設置されている中古物件の売買に関するお願い

日ごろ、浜松市の浄化槽事業にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化し、きれいな水にして公共用水域へ放流する設備です。その機能を十分に発揮させるためには、適正な維持管理が必要です。
なお、浄化槽の維持管理を怠ると、公共用水域の水質汚濁に加え、悪臭の発生や未処理水の流出など、ご近所トラブルの原因となる場合があります。
つきましては、浄化槽が設置されている中古物件のお取引の際に、以下の事項について買主様へのご説明・ご周知をお願いいたします。

1. 浄化槽が設置されている物件の周知(届出・維持管理)について

- ① 下水道ではなく浄化槽で排水処理を行う物件であることの説明。
→ 浄化槽(合併処理または単独処理)が設置されている物件であることをお伝えください。
- ② 『浄化槽管理者変更報告書』の届出が必要なことの説明。
→ 浄化槽管理者(使用者)が変更になってから30日以内に、お客さまサービス課または建物の所在している区の窓口へ提出するようお願いください。様式は市のホームページをご参照ください。(オンラインによる申請も可能です。)|
- ③ 浄化槽管理者には法律により保守点検・清掃・法定検査の3つの維持管理が義務付けられています。新たに管理者となる方に適正な維持管理が必要なことの説明。
→ 維持管理を行うには、浄化槽管理者がそれぞれの業者・機関と契約する必要があります。
 - ・保守点検：浜松市の登録業者(67者)
 - ・清掃：浜松市の許可業者(6者) ※地域ごとに許可業者が決まっています。
 - ・法定検査：(一財)静岡県生活科学検査センター ※静岡県の指定検査機関
(下記、市のホームページから「浄化槽の維持管理」啓発のチラシがダウンロードできます。)

2. 浄化槽設置事業費補助金制度の周知について

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えについては補助金制度があることの周知をお願いいたします。

→ 下水道計画のない地域の住宅で単独処理浄化槽(汲取り式トイレ含む)をお使いの方を対象に、合併処理浄化槽への設置替え工事にかかる費用の一部を助成する制度です。
(利用には条件があります。詳しくは市ホームページ等をご覧ください。)

3. その他

浜松市ホームページ内に「中古物件の売買に関するお願い」のページを掲載しております。
ご理解・ご協力の程よろしくお問い合わせ申し上げます。



浜松市 HP(中古物件の売買に関するお願い)

浜松市上下水道部 お客さまサービス課
生活排水グループ
TEL:053-474-7915 FAX:053-474-8009
Mail:service@city.hamamatsu.shizuoka.jp